

# 景観形成基準に対する措置状況説明書 一般基準（開発行為）

## ◆当該計画で重視した景観形成の考え方

○周辺のまち並みの特性・課題 【記載欄】
○周辺のまち並みの特性・課題を踏まえた具体的な配慮事項 【記載欄】
○配慮したことによるまち並みへの効果 【記載欄】

## ◆景観形成基準（一般基準）に対する措置状況 1 / 2

土地利用	1 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 【記載欄】
	2 できる限り電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなど配慮する。 【記載欄】
造成	1 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないように配慮する。 【記載欄】
	2 擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。 【記載欄】

◆景観形成基準（一般基準）に対する措置状況（つづき） 2/2

敷地面積 $\geq 3,000$ m <sup>2</sup> の場合は、下記の基準を加えるものとする。	
土地利用	1 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 【記載欄】
	2 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 【記載欄】
	3 事業地内に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 【記載欄】